

大阪市人権行政推進本部設置規程

制定 平成 11 年 4 月 1 日 達第 1 号
最近改正 平成 30 年 3 月 30 日達第 18 号

大阪市人権行政推進本部設置規程を次のように制定する

大阪市人権行政推進本部設置規程

(設置)

第 1 条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、市政運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、様々な人権課題に関する解決方策の検討を進めるため、大阪市人権行政推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、大阪市市長直轄組織設置条例（平成 24 年大阪市条例第 12 号）第 1 条に掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、消防局長、水道局長、教育次長、行政委員会事務局長、市会事務局長、市民局理事、中央卸売市場長及び区長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第 3 条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長の定める順位により、その職務を代行する。

(会議)

第 4 条 本部の会議は、本部長が随時関係本部員を招集して行う。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(幹事)

第 5 条 本部に幹事を置く。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者及び本部長の指名する職にある者をもって充てる。

3 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。

4 本部の会議の準備その他必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(プロジェクトチームの設置)

第 6 条 本部長は、人権行政の推進に係る課題に関する調査及び検討を行わせるため必要と認めるときは、本部にプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームは、本部長又は副本部長の指名する本市職員で組織する。

3 本部長又は副本部長が必要と認めるときは、前項に規定する者以外の者にプロジェクトチームに出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、市民局において処理する。

(施行の細目)

第 8 条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附則

この規程は、令達の日から施行する。

附則（平 13 . 4 . 1 達 12）

この規程は、令達の日から施行する。

附則（平 13 . 7 . 18 達 23）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附則（平 14 . 3 . 31 達 9）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平 15 . 3 . 31 達 9）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平 15 . 9 . 12 達 20）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附則（平 17 . 3 . 31 達 7）

この改正規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平 18 . 6 . 23 達 26）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附則（平 19 . 3 . 30 達 21）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平 19 . 6 . 29 達 25）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附則（平 20 . 4 . 11 達 11）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附則（平 21 . 5 . 8 達 12）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附則（平 23 . 4 . 15 達 11）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附則（平 24 . 8 . 24 達 48）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附則（平 25 . 4 . 26 達 35）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附則（平 25 . 12 . 13 達 44）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附則（平 26 . 3 . 31 達 30）

この改正規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平 26 . 9 . 30 達 63）

この改正規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平 27 . 6 . 26 達 35）

この改正規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平 29 . 3 . 31 達 18）

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平 29 . 3 . 31 達 22）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平 30 . 3 . 30 達 18）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

大阪市市長直轄組織設置条例第 1 条に掲げる組織、大阪市事務分掌条例第 1 条に掲げる組織、会計室、消防局、水道局、教育委員会事務局、行政委員会事務局、市会事務局、中央卸売市場、区役所及び危機管理監の内部組織の庶務担当課長